

空家実態調査について(概要)

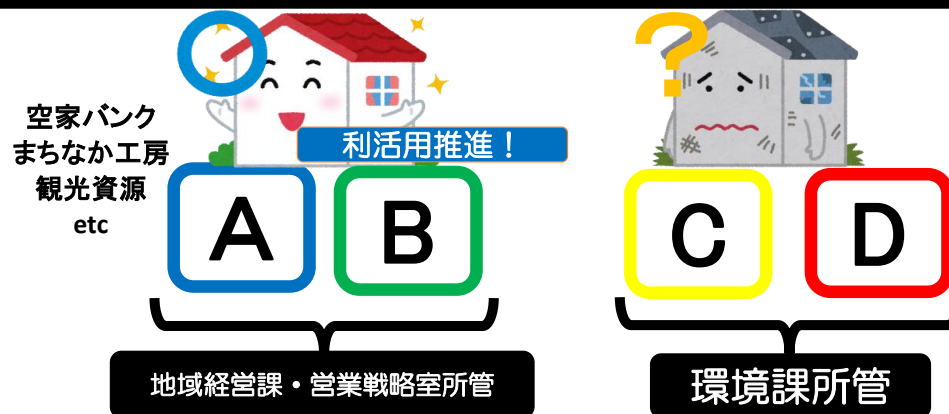
【議題2関係】

水道の閉栓データを基に、空家候補住所の現地調査、空家建物の確定、別紙判定基準に基づく判定、統合型GISシステムへの登録までを業者委託により実施。(見込みでは約900件登録予定)

現地調査は外観目視により道路等から行い、A・B・C・Dの4つのランク付けを行う。

【ランク付けの基準】

- A : 利活用対象物件(程度の良い物件) 評点10点以下
- B : 利活用対象物件(Aより程度の劣る物件) 評点11~50点以下
- C : 管理不全と思われる物件 評点51~99点以下
- D : 特定空家等と思われる物件 評点100点以上



特定空家等認定調査について(概要)

【議題3関係】

空家実態調査で把握したC・Dランクの物件及び既に台帳登録済みの管理不全空家について、空家等対策の推進に関する特別措置法ガイドライン別紙1~4の『特定空家等』に該当するか否か、別紙認定基準(案)に基づく現地立入調査を行い判定を行う。特定空家等に認定した物件については、法律の規定に基づく所有者等に対する助言・指導等を行う。

【調査内容】

ガイドライン

別紙1

- カテゴリー I 【周辺(近隣の建築物や前面道路)への影響】
- カテゴリー II 【建築物及び敷地の調査】
- カテゴリー III 【落下危険物等に関する調査】

危険等の度合い
レベル1(危険度「低」)
~レベル3(危険度「高」)

ガイドライン

- 別紙2 「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」
- 別紙3 「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」
- 別紙4 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」

該当の有無、苦情の有無

判定

